

若者世代が阿波市内で住宅を取得した費用を支援します

阿波市で暮らそう！！

住宅購入補助金



「子育てするなら阿波市」キャッチフレーズスタンプコンテスト最優秀賞

支 援 の 内 容

40歳以下の方が、阿波市内で住宅を取得した費用の一部を支援します。

基本額 新築住宅 **30万円** 中古住宅 **15万円**

加算条件

- ① 中学生以下の子どもがいる子育て世帯
- ② 阿波市に住所を有して1年以内
- ③ 補助対象住宅を市内業者が建設又は販売
- ④ 企業立地促進条例の指定を受けた企業の従業員
- ⑤ ④の従業員で、指定の日以後に阿波市に転入
- ⑥ 阿波市定住促進宅地分譲要綱第10条第1項の規定する宅地の引き渡しをされた場合

※1 ①～⑤を満たす場合は、それぞれ5万円ずつ加算します。

※2 ⑥を満たす場合は、50万円を加算します。

阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金の対象要件

補助対象住宅

- 阿波市の区域内に建築され、令和4年4月1日以降に所有権の保存又は移転の登記がされたものであること。
- 所有権の保存又は移転の登記の日から12月を経過していないこと。
- 生活機能（玄関、居室、台所、便所及び浴室）を備えていること。
- 生活機能の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- 店舗等との併用住宅の場合にあっては、生活機能の延べ床面積が全体の延べ床面積の2分の1以上であること。

など

補助金の対象者

- 所有権の保存又は移転登記の日において、40歳以下の者又は生計を一にする配偶者が40歳以下であること。
- 補助対象住宅の所有権を2分の1以上有していること。
- 住宅の新築又は購入に関する契約者と同一であること。
- 補助対象住宅の所在地に、住所を有していること。
- 補助金の交付の決定の日から起算して3年内に転出し、又は転居し、若しくは除外しないことを誓約すること。
- 補助金の交付の決定の日から起算して3年内に補助対象住宅を第三者に譲渡し、又は販売し、若しくは貸与しないことを誓約すること。
- 世帯全員が本市において市税その他の公課を滞納していないこと。

など

補助金交付申請の時期

補助対象住宅の所在地に住所を有した日以降で、所有権の保存又は移転の登記の日から12月を経過しない日までに補助金交付申請書を提出してください。

- 補助金交付申請に必要な書類など、詳しくは阿波市ホームページをご覧ください。
- お問い合わせ

阿波市企画総務部企画総務課 地方創生推進室 TEL 0883-36-8707